

(租税特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第一条の二)
- 第二章 所得税法の特例(第二条―第十九条の十六)
- 第三章 法人税法の特例(第二十条―第二十二條の二十二)

- 第四章 相続税法の特例(第二十三条―第二十三条の十七)
- 第四章の二 地価税法の特例(第二十四条―第二十四条の十四)
- 第五章 登録免許税法の特例(第二十五条―第三十一条の十)
- 第六章 消費税法等の特例(第三十二条―第四十三条)
- 第七章 延滞税に係る特例(第四十四条)
- 第八章 雑則(第四十五条)

(振替社債等の利子等の課税の特例)

第三条の十九 省 略

2516 省 略

17 法第五条の三十項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十号に規定する事業年度(次号において「判定事業年度」という。)

開始の年月日

三・四 省 略

18520 省 略

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 法人税法の特例

第一節 特別税額控除及び減価償却の特例等(第二十条―第二十二條の二十二)

第二節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例等(第二十二條の二十三―第二十二條の八十二)

- 第四章 同上
- 第四章の二 同上
- 第五章 同上
- 第六章 同上
- 第七章 同上
- 第八章 同上

(振替社債等の利子等の課税の特例)

第三条の十九 同 上

2516 同 上

17 同 上

一 同 上

二 当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十号に規定する事業年度(次号において「判定事業年度」という。)

開始の年月日

三・四 同 上

18520 同 上

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第三条の二十 省 略

25 22 省 略

23 法第六条第十二項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十九号に規定する事業年度(次号において「判定事業年度」という。)

開始の年月日

三・四 省 略

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十 省 略

2 省 略

3 施行令第二十五条の十九の三第二項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。

一 省 略

二 現金、預金及び貯金(以下この条において「現預金」という。)の帳簿価額(外国子会社から剰余金の配当等の額を受けた日を含む事業年度(法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この

条において同じ。))にあつては当該事業年度において受けた当該剰余金の配当等の額に相当する金額を限度とし、同日を含む事業年度以外の事業年度にあつては零とする。)

4 5 37 省 略

(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十の二 省 略

25 12 省 略

13 法第四十条の七第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係法人(以下この項において「添付対象外国関係法人」という。)に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類(これらの書類が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第三条の二十 同 上

25 22 同 上

23 同 上

一 同 上

二 当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十九号に規定する事業年度(次号において「判定事業年度」という。)

開始の年月日

三・四 同 上

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 現金、預金及び貯金(以下この条において「現預金」という。)の帳簿価額(外国子会社から剰余金の配当等の額を受けた日を含む事業年度(法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この

条において同じ。))にあつては当該事業年度において受けた当該剰余金の配当等の額に相当する金額を限度とし、同日を含む事業年度以外の事業年度にあつては零とする。)

4 5 37 同 上

(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十の二 同 上

25 12 同 上

13 同 上

の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類」とする。

一 添付対象外国関係法人の各事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）の貸借対照表及び損益計算書（これに準ずるものを含む。）
二〇七 省 略

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第十九条の七 省 略

二〇 省 略

17 法第四十一条の十三の三第十三項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十九号に規定する事業年度（次号において「判定事業年度」という。）

開始の年月日

三・四 省 略

18 〽 20 省 略

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 省 略

2 省 略

3 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

一 添付対象外国関係法人の各事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）の貸借対照表及び損益計算書（これに準ずるものを含む。）
二〇七 同 上

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第十九条の七 同 上

2 〽 16 同 上

17 同 上

一 同 上

二 当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十八号に規定する事業年度（次号において「判定事業年度」という。）

開始の年月日

三・四 同 上

18 〽 20 同 上

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 同 上

2 同 上

3 同 上

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 省 略

4 5 12 省 略

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例)

第十九条の十四の三 省 略

2 5 7 省 略

8 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関に対し最後に法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をした日を含む事業年度(法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第十七項において同じ。)終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

9 5 18 省 略

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例)

第十九条の十五 省 略

2 5 13 省 略

14 特定金融機関等は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は特定外国法人に対し最後に特定利子の支払をした日を含む事業年度(法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第二十三項において同じ。)終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

15 5 24 省 略

二 同 上

4 5 12 同 上

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例)

第十九条の十四の三 同 上

2 5 7 同 上

8 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関に対し最後に法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をした日を含む事業年度(法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第十七項において同じ。)終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

9 5 18 同 上

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例)

第十九条の十五 同 上

2 5 13 同 上

14 特定金融機関等は、前項の規定により作成した非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は特定外国法人に対し最後に特定利子の支払をした日を含む事業年度(法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第二十三項において同じ。)終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

15 5 24 同 上